

守口市下水道事業 経営戦略

計画期間

令和 7 年度～令和 16 年度

令和 7 年 3 月

守口市環境下水道部

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨等	1
1 改定の趣旨	1
2 経営戦略の位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 下水道事業の現状	2
1 下水道事業の概要	2
2 下水道整備の状況	7
3 下水道事業の広報活動	15
4 経営の状況	16
5 他団体比較	19
第3章 下水道事業の課題	28
1 下水道使用料の減少	28
2 今後の大規模更新	29
第4章 投資・財政計画	31
1 投資計画	31
2 収支計画	34
第5章 効率化・健全化への取り組み	38
1 建設の効率化	38
2 投資の平準化	38
3 ウォーターPPPの導入	39
第6章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	40
1 国土交通省による要請	40
2 経費回収率の向上に向けたロードマップ	40
第7章 経営戦略の事後検証、改定等	41
1 進捗管理(モニタリング)の考え方	41
2 見直し(ローリング)の考え方	41

第 1 章 経営戦略策定の趣旨等

1 改定の趣旨

地方公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営することが求められています。

本市の下水道事業は、良好な生活衛生環境を保ち、市民の暮らしと財産を浸水から守る重要なインフラを担っており、昭和 26 年度に事業認可を受け、管渠の築造や処理場の建設などに着手し順次整備を進めてきました。

現在では、普及率は約 100%に達していますが、安定した下水道機能を維持するため、老朽管をはじめ、処理場やポンプ場設備の更新及び耐震化を行っています。

今後は、更新が必要な下水道施設が増加する一方で、節水機器の性能向上等による下水道使用料の減少が懸念されています。

上記を踏まえ本市では、下水道事業を取り巻く環境の変化や、今後の課題に対応するため、令和 3 年 3 月に「守口市下水道事業経営戦略」を策定し、健全な事業運営に取り組んできました。

経営戦略策定後については、経営環境の変化や社会情勢に応じて 3～5 年ごとで見直しが必要となっており、前回の経営戦略策定からの期間経過により、見直し時期を迎えています。将来にわたる安定的な事業継続のため、今般、経営戦略の改定を実施します。

2 経営戦略の位置づけ

下水道事業については、総務省から「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、各地方公共団体に対して、「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めるよう求められています。

「守口市下水道事業経営戦略」は、「第 6 次守口市総合基本計画」、「守口市下水道事業計画」及び「守口市ストックマネジメント計画」などの考え方を踏まえ策定しています。

3 計画期間

令和 7 年度(2025 年度)～令和 16 年度(2034 年度)の 10 年間とします。

※定期的な計画の見直しは 5 年ごとに行います。

第2章 下水道事業の現状

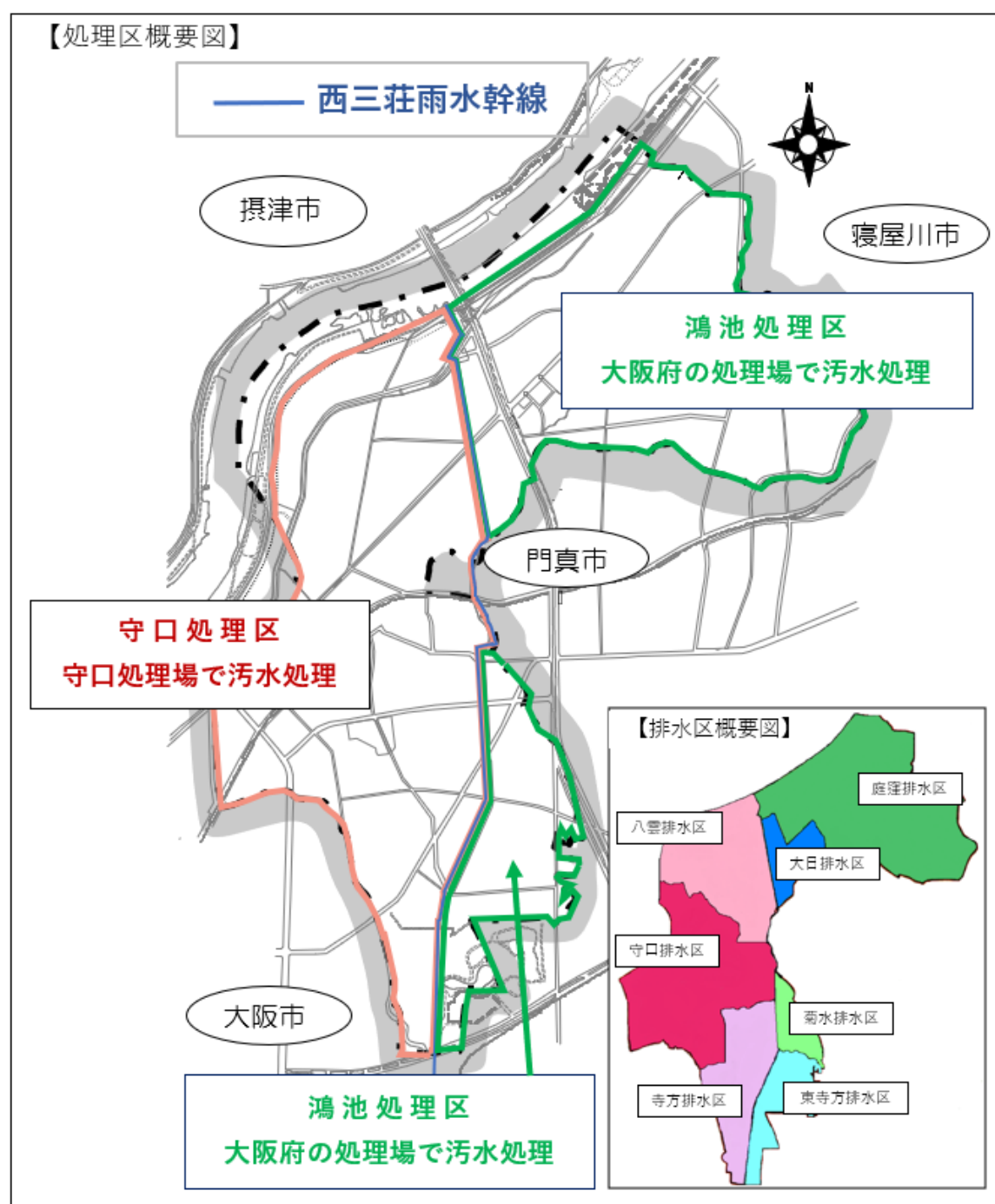
1 下水道事業の概要

本市の公共下水道は、昭和 26 年度(1951 年度)に下水道の事業認可(守口排水区 204ha)を受けました。現在は、市域のほぼ中央を南北に流れる西三荘雨水幹線を境に、西側の単独公共下水道の守口処理区と、東側の寝屋川北部流域関連公共下水道の鴻池処理区に分かれています。なお、守口処理区については、守口市下水終末処理場(以下「守口処理場」という。)で汚水処理を行い、鴻池処理区については、大阪府の処理場で汚水処理を行っています。

(表 2-1) 下水道事業の現状

(令和 6 年 3 月 31 日時点)

事業認可年度	昭和 26 年度	
地方公営企業 法適用区分	一部適用 平成 27 年 4 月 1 日から	
現在処理区内人口	140,974 人	
現在処理区域面積	1,145.083ha	
流域下水道への 接続の有無	有(鴻池処理区) 大阪府寝屋川北部流域下水道(鴻池水みらいセンター) ※流域下水道とは、2 以上の市町村の区域から発生する下水を 排除し、処理場を有するもの。	
下水道使用料	区分	一般排水(0 m ³ ~200 m ³) 特定排水(201 m ³ ~) 公衆浴場排水
	20 m ³ あたりの使用料(1 ヲ月): 2,055 円(税込)	



(図 2-1) 処理区及び排水区 概要図

(1)管渠

管渠は、雨水と家庭や工場などから出る污水(雨水と污水を併せて「下水」といいます。)を集めて、処理場まで運ぶ役目をします。

下水を集めて流す方法には、污水と雨水を同じ管渠で流す「合流式」と、污水と雨水を別々の管渠で流す「分流式」とがあり、本市では一部地域を除き「合流式」となっています。

昭和 26 年度から事業を始め、平成 13 年度には普及率が約 100%に達し、整備が完了しています。

(2)ポンプ場

下水は、管渠の勾配(傾斜)を利用し、自然流下によって処理場まで運ばれます。しかし、埋設される場所が地下深くなると、污水の処理や管渠の維持管理が著しく困難になってしまいます。

このため、処理場へ到着する途中にポンプ場を設置し、下水を地表近くまで汲み上げて再び自然流下させることにより、污水の処理や管渠の維持管理を適切に行えるようにしています。

本市は、4 箇所にポンプ場があり、八雲ポンプ場、大枝ポンプ場、寺方ポンプ場は守口処理場へ下水を送るための施設で、梶ポンプ場は大阪府の流域下水道の処理場(鴻池水みらいセンター)へ下水を送っています。

(表 2-2) ポンプ場 概要

ポンプ場の 名称	供用開始年	敷地 面積 (㎡)	排水 面積 (ha)	1 分間の揚水量		摘要
				晴天時 最大 (㎥)	雨天時 最大 (㎥)	
八雲ポンプ場	昭和 44 年	1,430	183.29	14.6	698	守口 処理区
大枝ポンプ場	昭和 43 年 大枝第 1 ポンプ場 平成 3 年 大枝調整池 平成 6 年 大枝第 2 ポンプ場	6,300	286.10	39.2	530	
寺方ポンプ場	昭和 41 年	4,590	135.51	7.5	211	
梶ポンプ場	昭和 51 年	5,480	105.41	22.8	637	鴻池 処理区

(3)守口処理場

守口処理区で排水された下水は、守口処理場で微生物(活性汚泥)によって処理し、西三荘雨水幹線へ放流しています。

公共水域へ放流するため、守口処理場は水質基準を維持するよう 24 時間体制で稼働しています。

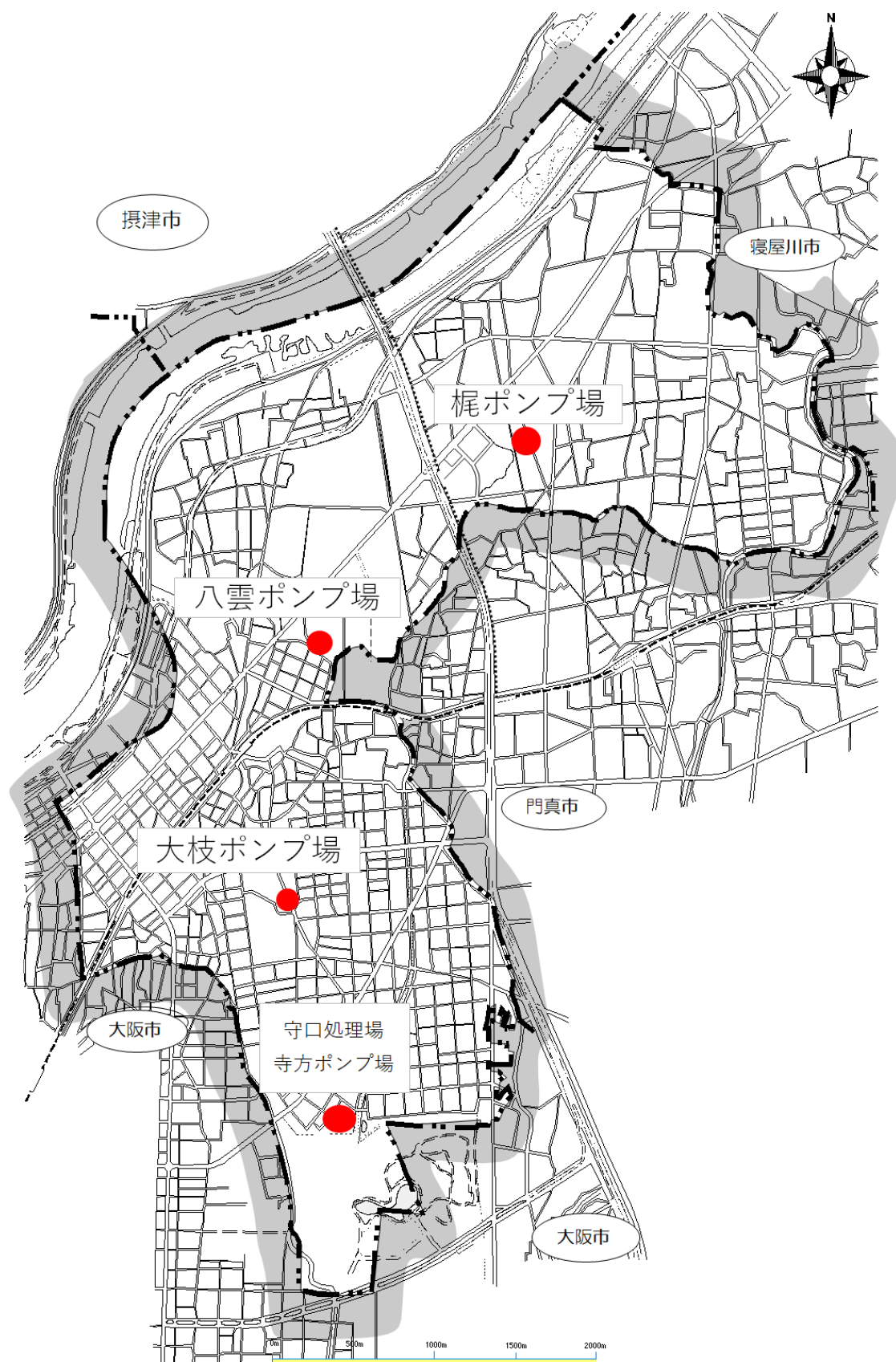
なお、守口処理場で下水を処理した際に発生する汚泥及び鴻池処理区で排水された下水は、大阪府の流域下水道の処理場(鴻池水みらいセンター)で処理しています。

(表 2-3)守口処理場 概要

位置	供用 開始年	敷地 面積 (m ²)	処理方法	処理能力		計画処理 人口 (人)
				晴天時 最大 (m ³)	雨天時 最大 (m ³)	
A 系列 南寺方東通 1 丁目地内	昭和 47 年	21,900	標準活性 汚泥法	37,200	188,062	67,900
B 系列 大字高瀬 旧世木地内	平成元年	7,940		18,300	71,438	



(図 2-2) 守口処理場



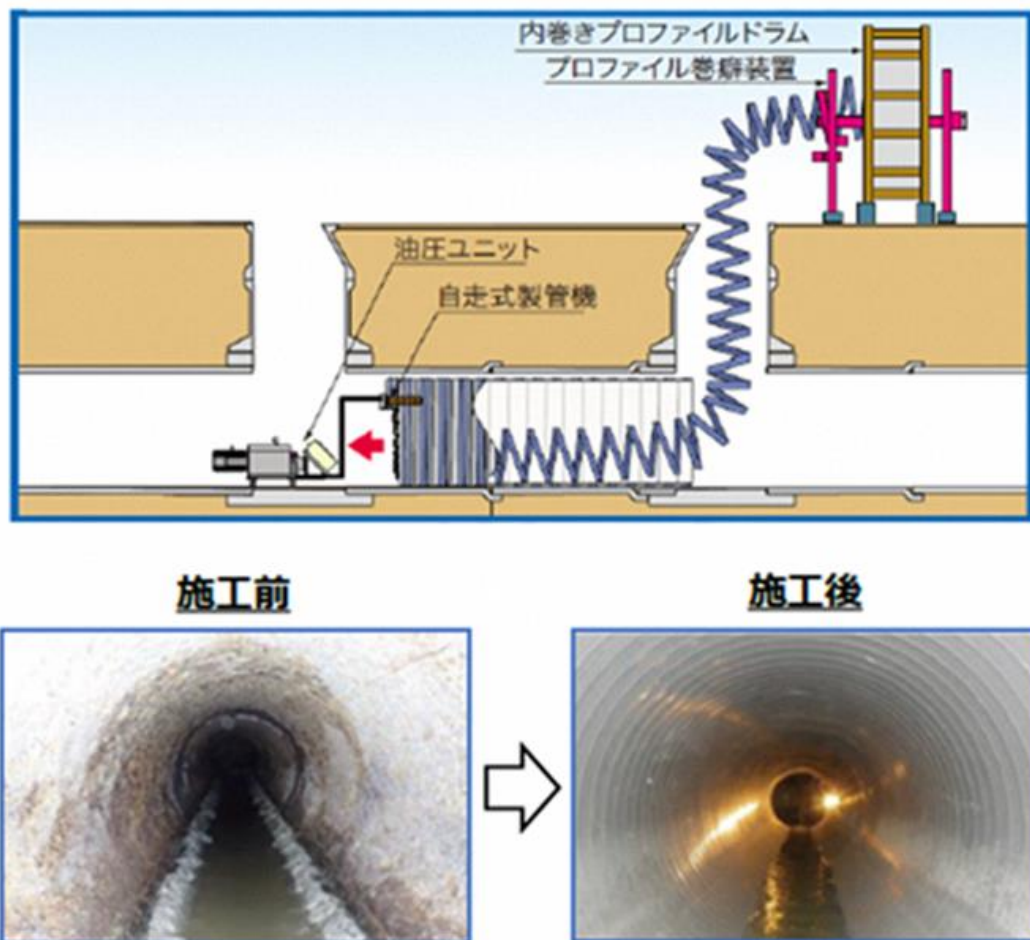
(図 2-3) ポンプ場及び守口処理場 位置図

2 下水道整備の状況

(1) 老朽化対策について(管渠)

標準耐用年数である 50 年を経過した管渠が増加しているため、管渠内にカメラを入れ、状況の把握及び更新の必要性を検討の上、緊急度が高いものから順次更新工事を行っています。

更新工法は、主に管渠更生工事で、道路を掘り起こさずに古い管渠の中に新しい管渠を築造する工法です。



(図 2-4) 管渠更生工事の例

(2)老朽化対策について(処理場・ポンプ場)

更新計画であるストックマネジメント計画に基づき、更新工事を行っています。

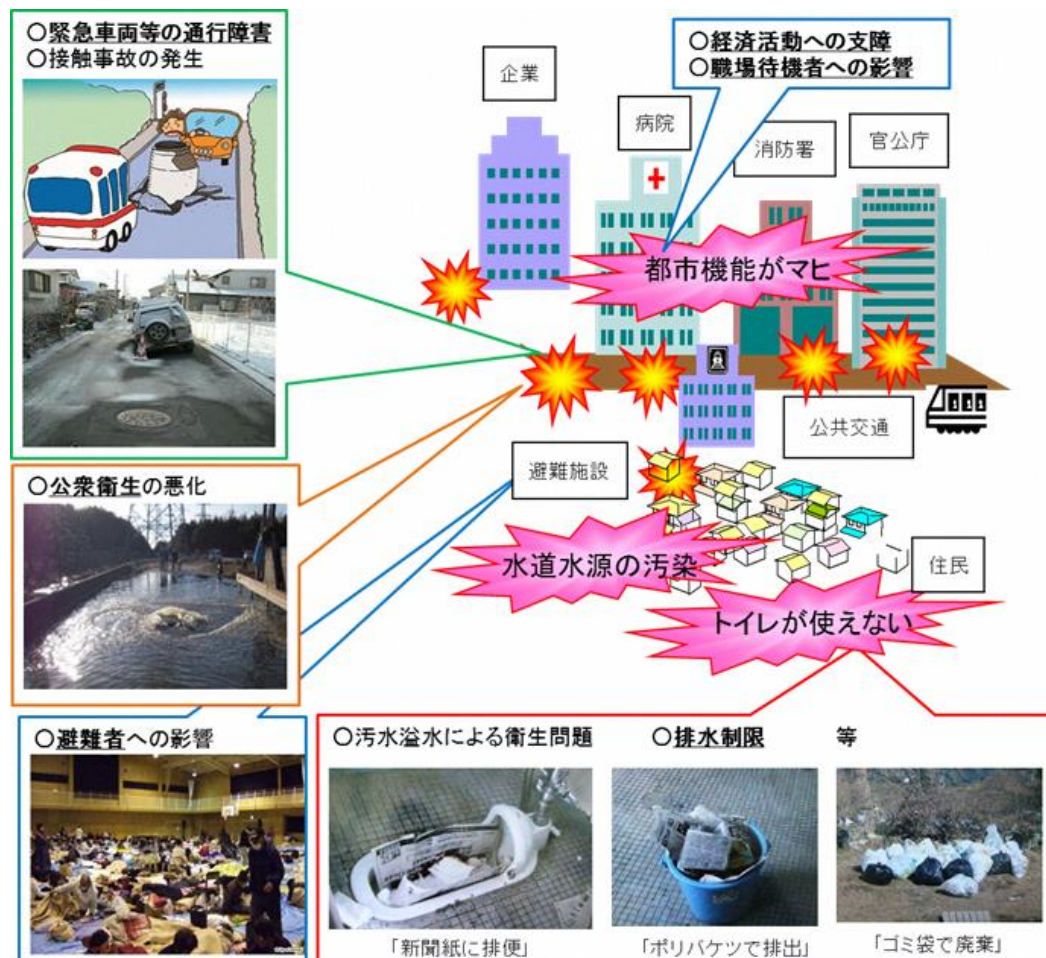
具体的には、電気設備に関しては、時間経過により更新が必要となるため、設備の標準耐用年数に従い更新(時間計画保全)を行い、機械設備に関しては、日々の点検業務により設備状況を把握し、必要な時期に更新(状態監視保全)を行っています。



(図 2-5)設備の点検作業

(3)-1 地震対策について

国道等の広域緊急交通路及び緊急交通路下の管渠、防災拠点や避難所等からの排水を受ける管渠、処理場やポンプ場を結ぶ管渠及び高齢者や障がい者等要援護者施設からの排水を受ける管渠を「重要な幹線」として位置付けています。それらの調査・耐震診断を行い、耐震性を有しないと判断した管渠については管渠更生工事による耐震化を実施しています。



(図 2-6) 下水道施設が被災した場合の重大な影響

出典: 国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000133.html)

(3)-2 マンホールトイレの設置

守口市地域防災計画で位置付けられた指定避難所に、マンホールトイレや排水するための水源設備である井戸を設置し、災害時のトイレ機能の確保に努めています。

設置後は、地域の防災訓練等で、仕組みや使い方などを説明し、市民への周知を図っています。



(図 2-7) マンホールトイレ・説明会の様子

(表 2-4) マンホールトイレ設置状況

設置場所	設置数	設置場所	設置数
守口小学校	9 基	第一中学校	5 基
庭窪小学校	5 基	庭窪中学校	5 基
八雲小学校	8 基	八雲中学校	5 基
錦小学校	11 基	梶中学校	10 基
金田小学校	23 基	大久保中学校	5 基
梶小学校	17 基	錦中学校	6 基
藤田小学校	20 基	芦間高校	5 基
八雲東小学校	5 基	守口東高校	5 基
佐太小学校	6 基	南部エリアコミュニティ センター体育室 (旧さくら小学校)	15 基
よつば小学校	25 基		
合計	186 基		

※さくら小学校(20 基)、寺方南小学校(10 基)、樟風中学校(10 基)、さつき学園(15 基)については、本市教育委員会が設置しています。その他、大枝公園内(16 基)、西部コミュニティセンター(3 基)、よつば未来公園(9 基)については、本市道路公園課が設置しています。

(4) 浸水対策について

本市では下水道が整備されるまで、大雨時に浸水被害が多く発生していました。そこで、浸水被害の解消に向けて10年に1度の確率で発生すると予想される1時間当たり約54.4mmの降雨に対応できるよう、事業を進めています。

しかし、近年では、局地的で短時間の強い雨である集中豪雨が発生し、さらなる対策が必要とされているため、大阪府とも協力しながら、様々な施設の整備を進めています。

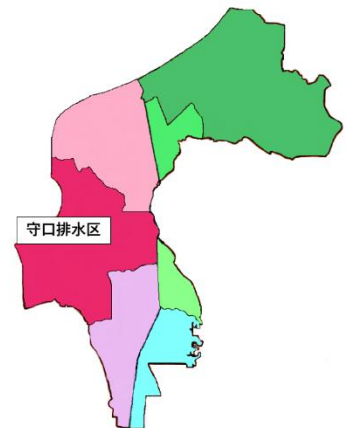
【主な整備状況】

① 本町松下線(守口市が建設中)

大雨時に既存の下水道の雨水排水能力を超えた場合、雨水を流入させ、守口排水区の浸水被害の軽減を図るための増補幹線です。

現在は推進工法により上流部を施工中です。

(令和7年度完成予定)



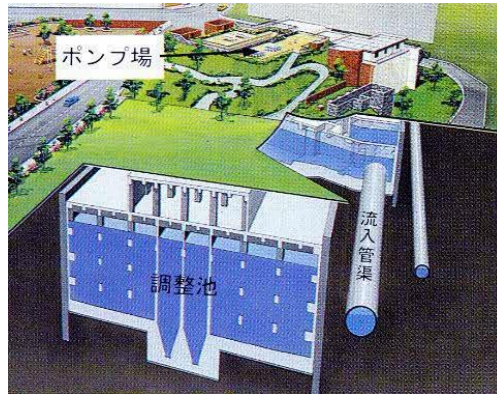
(図 2-8) 本町松下線築造工事(施工写真)

② 松下菊水放流幹線・大枝寺方線(守口市が建設)

雨水を貯留するための寝屋川北部地下河川守口調節池(⑤参照)に接続する管渠を築造し、守口排水区の浸水被害を軽減しています。

③大枝調整池(守口市が建設)

大枝ポンプ場に併設する施設で、下水道からの雨水を一時貯留することにより、下水道への流量負担を軽減するとともに、周辺地域の浸水被害を軽減しています。



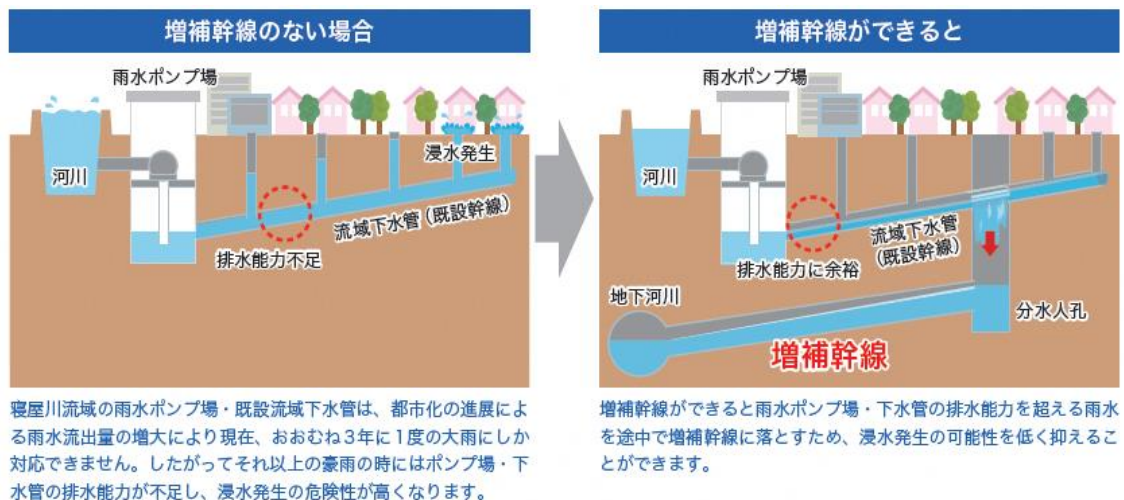
(図 2-9)大枝調整池内部イメージ図

③門真守口増補幹線(大阪府が建設中)

門真守口幹線は、本市北東部地域の排水を受ける流域下水道の幹線管渠です。

大雨時に既存の幹線の雨水排除能力を超えた場合、雨水を増補幹線へ流入させ、その後地下河川等へ放流します。

現在は大阪府により建設が進められており、この増補幹線により浸水被害の軽減を図ります。



(図 2-10)増補幹線の役割(提供:大阪府東部流域下水道事務所)

④大久保調節池、大日南調節池、西郷通調節池(大阪府が建設し、守口市が管理)

公園などの地下に建設する施設で、下水道からの雨水を一時貯留することにより、河川や下水道への流量負担を軽減するとともに、周辺地域の浸水被害を軽減しています。

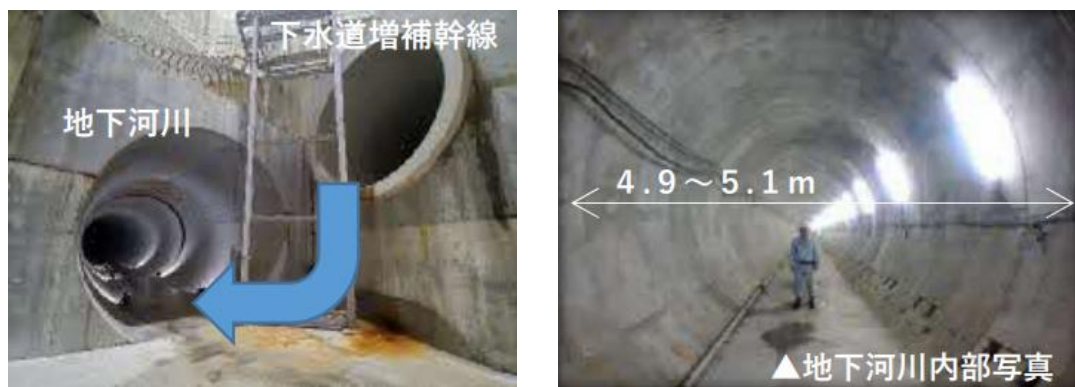


(図 2-11)西郷通調節池内部

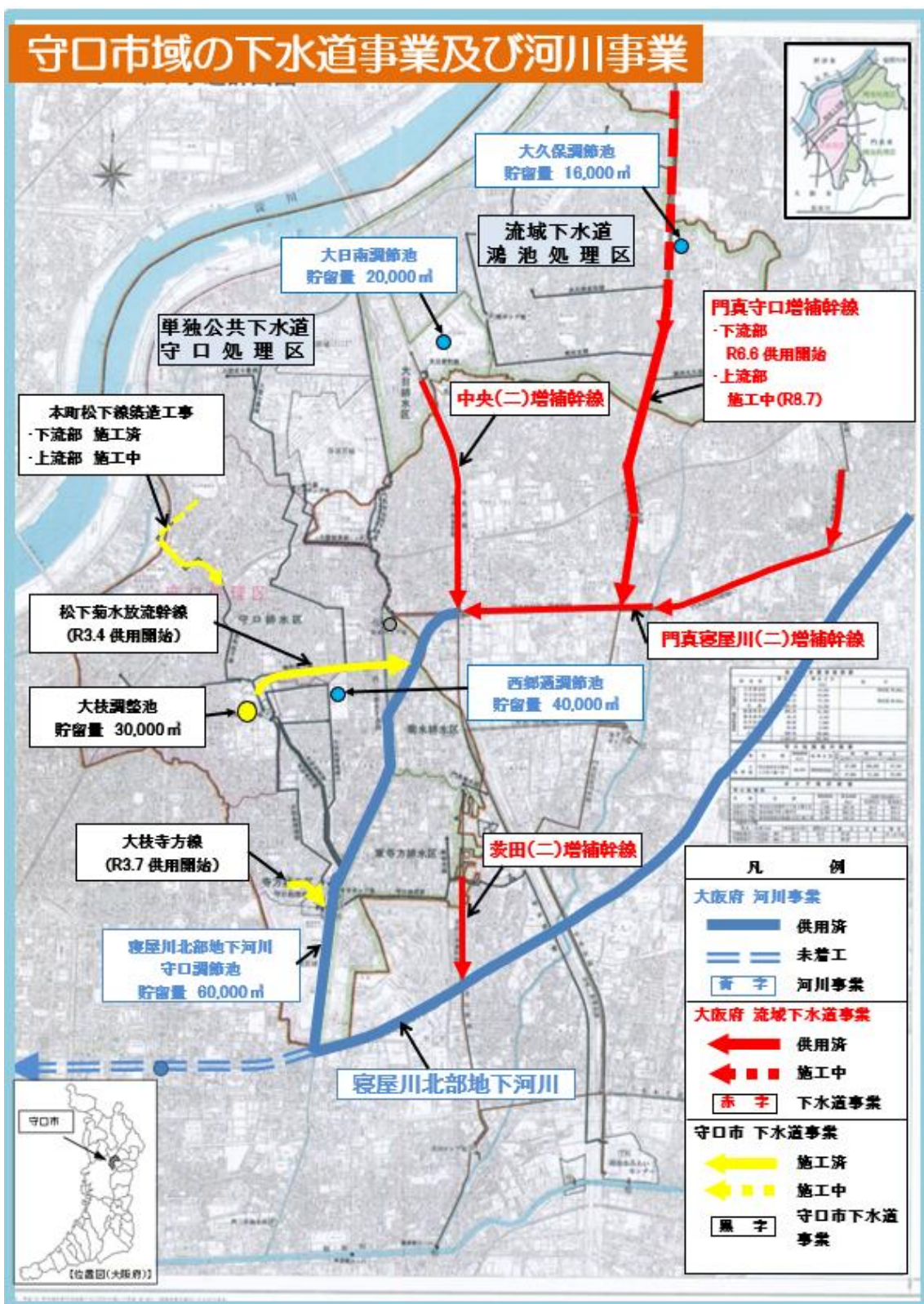
⑤寝屋川北部地下河川(大阪府が建設中)及び寝屋川北部地下河川守口調節池(大阪府が建設)

寝屋川北部地下河川は、下水道増補幹線などから取水する地下放水路施設で、寝屋川市から大阪市都島区に至る主に道路の下に建設されます。地下河川は、すべての施設が完成して初めて雨水を流す施設となりますが、完成するまでには長い年月を必要とします。そこで、早期に治水効果を発揮させるため、すでに完成している区間では、大雨時の雨水を一時的に貯留して浸水被害を軽減しています。

寝屋川北部地下河川守口調節池は令和 3 年から供用を開始し、延長は鶴見緑地公園内から門真市松生町までの 3.1km、貯留容量は 60,000 m³(25mプール約 170 杯分)となっています。



(図 2-12)地下河川内部(提供:大阪府都市整備部寝屋川水系改修工営所)



(図 2-13) 守口市域の河川事業及び下水道事業 概要図(令和 7 年 3 月末時点)

3 下水道事業の広報活動

(1) 施設見学

市民を対象に、普段は見られない下水道施設の見学会を開催しています。

下水道の仕組みについての解説と、水処理の過程やポンプ設備などの見学を通して、下水道を身近に感じてもらうなど理解促進に努めています。



(図 2-14) 施設見学風景

(2) デザインマンホールの作成及びマンホールカードの発行

平成 29 年度に、市のシンボルキャラクター「もり吉」を中心としたデザインマンホールを作成しました。

このデザインを使用したマンホールカード(下水道広報プラットフォーム(GKP)が全国に展開しているカード)を市役所で配布し、市外からも多くの方に来ていただいています。

また、令和6年度には守口市門真市消防組合のシンボルキャラクター「レンダイオン」と「もり吉」を中心とした新たなデザインマンホールを作成しました。

デザインの決定に当たっては守口市内に在住・在職・在学の皆様からの投票によることとし、各学校の児童・生徒に対しては、投票の際に下水道の仕組みなどを説明した資料を配布し、目に見えない下水道施設について興味を持ってもらうように努めています。



(図 2-15) デザインマンホール及びマンホールカード

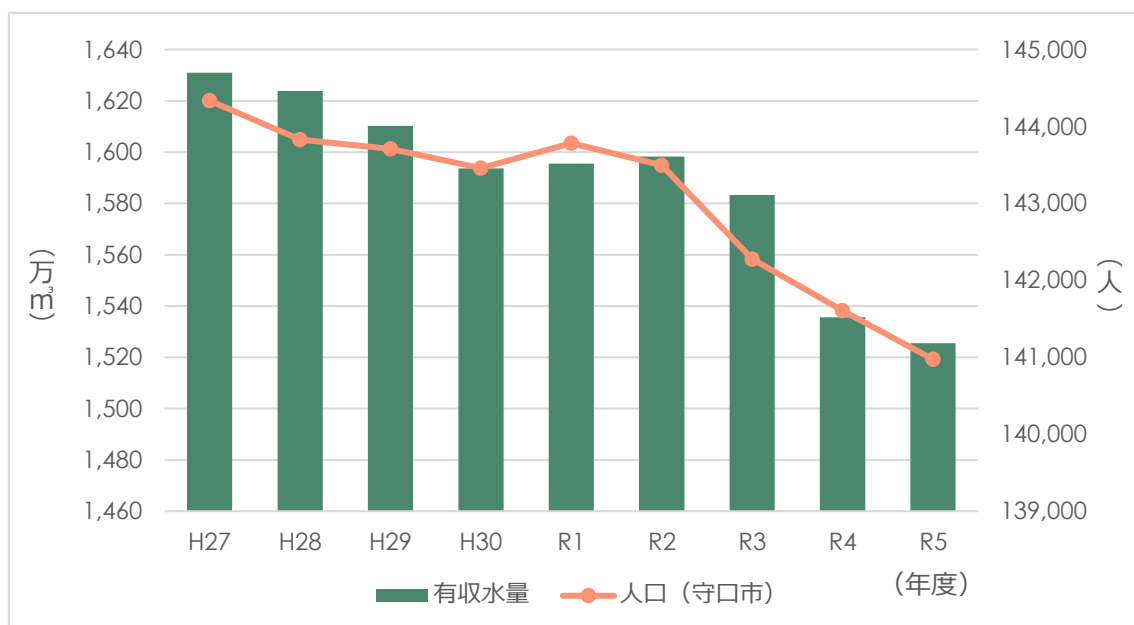
4 経営の状況

(1)経営の基本方針

良好な公衆衛生の保全及び浸水被害の軽減を行う重要なインフラとして持続可能な事業経営に努めていきます。

(2)下水道使用水量

下水道使用水量(有収水量)は、水道水等の使用水量に等しいとみなしているため、給水量と同様に推移しています。そのため人口減少や節水機器の性能向上の影響を受け平成 27 年度の 16,309,408 m³に対して、令和 5 年度には 15,255,590 m³と約 6%減少しています。

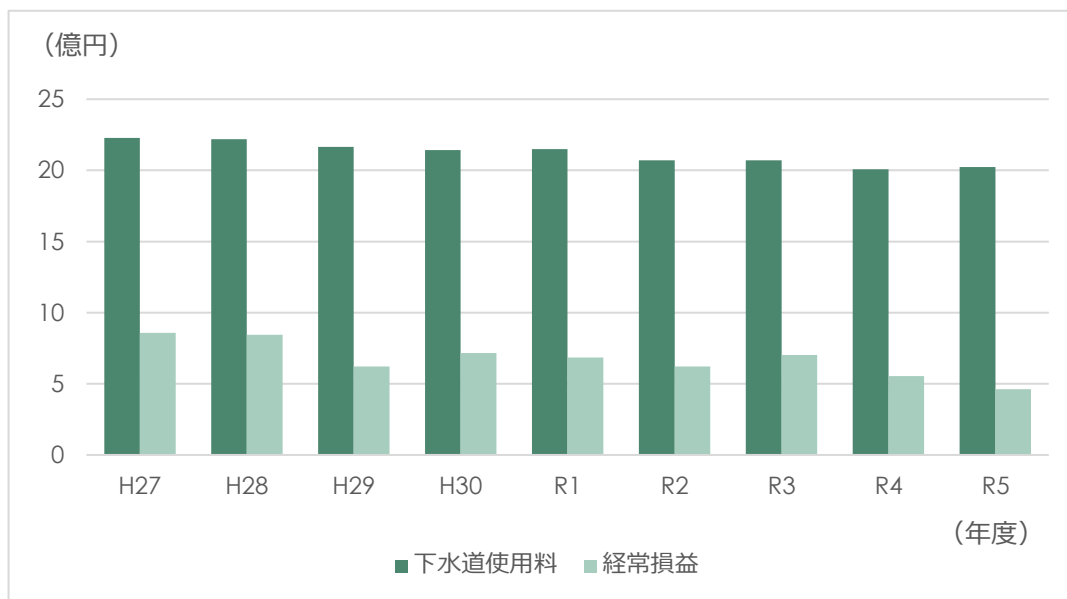


(図 2-16) 有収水量及び処理区域内人口 推移

(3)下水道使用料及び経常損益

下水道使用水量の減少に伴い、下水道使用料も減少傾向にあります。平成 27 年度に約 22 億 2,800 万円であった下水道使用料が、令和 5 年度には約 20 億 2,300 万円と約 9%減少しています。

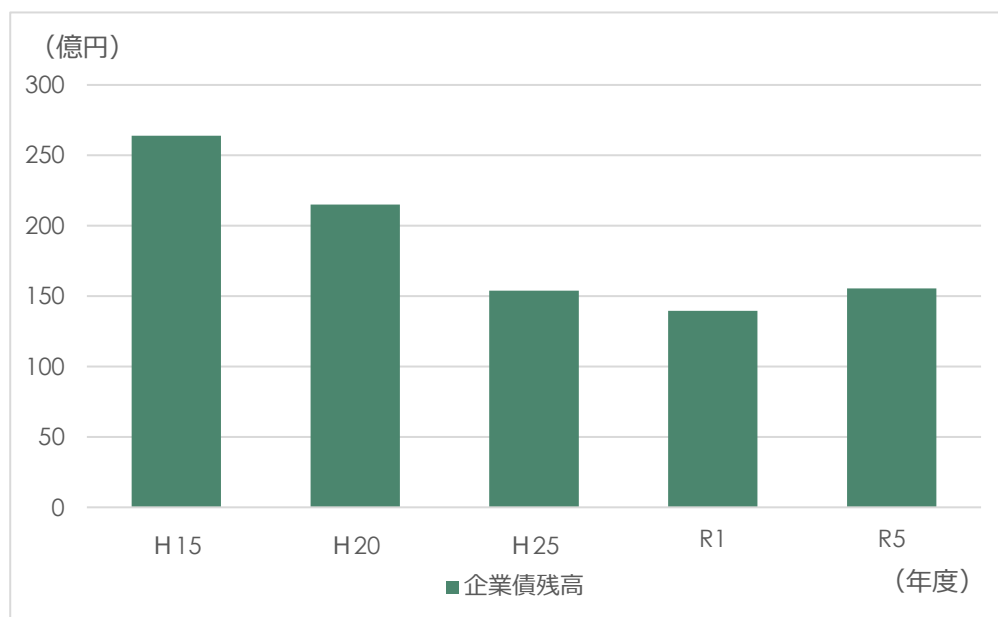
また、経常損益についても減少傾向となっており、平成 27 年度に約 8 億 5,800 万円であった経常損益が、令和 5 年度には約 4 億 6,300 万円と約 46%減少しています。



(図 2-17) 下水道使用料及び経常損益 推移

(4) 企業債残高

昭和 26 年度の事業開始以降、下水道を普及させるため管渠及び施設の整備を行い、その建設費に充当するための多額の企業債を発行してきましたが、現在では、当時発行した企業債の償還が進み、平成 15 年度時点では約 260 億円だった企業債残高が、令和 5 年度時点では約 155 億円まで減少しています。しかし、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて、浸水対策工事の実施等により、微増傾向となっており、今後についても増加が見込まれます。



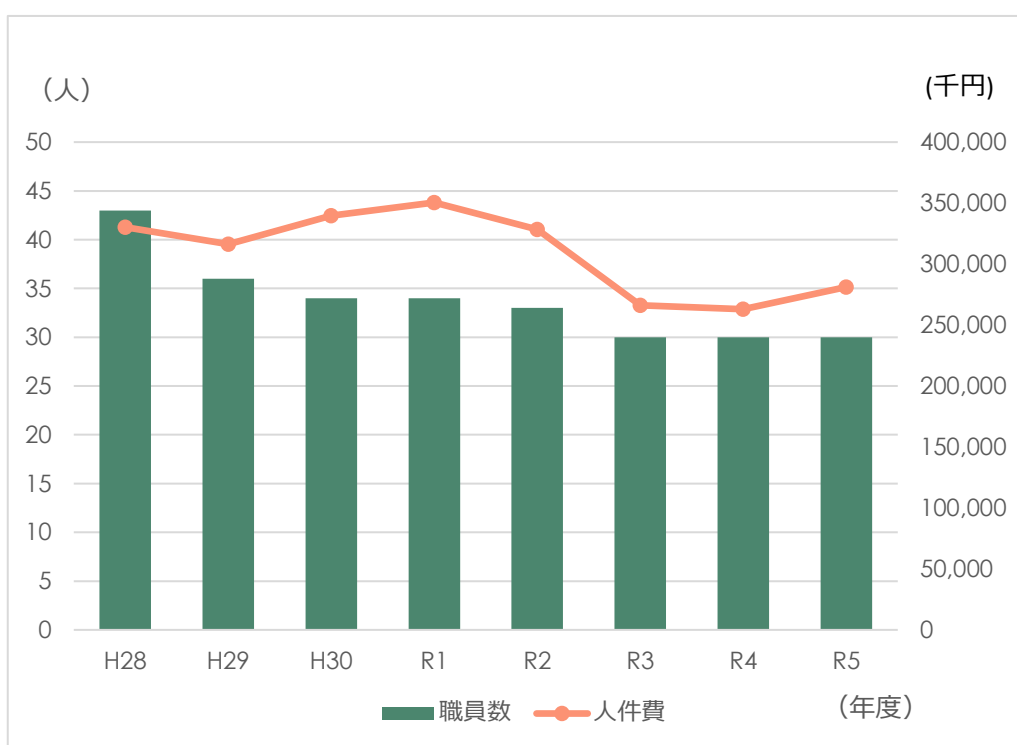
(図 2-18) 企業債残高 推移

(5)組織の状況(職員数等)

これまで、各ポンプ場及び守口処理場に関する運転操作業務や、管渠清掃業務等について委託化を進めてきたことから職員数は減少傾向となっています。

令和 5 年度では下水道事業会計に属する職員数は 30 人となっており、職員全体としては平成 28 年度から令和 5 年度にかけて約 30%減少となっています。

また、職員数の減少に伴い、人件費についても減少傾向となっています。人件費全体としては平成 28 年度から令和 5 年度にかけて約 15%減少しています。



(図 2-19) 職員数及び人件費 推移

5 他団体比較

(1) 類似選定団体の抽出

本市の経営状況について、経営比較分析表に用いられる経営指標のうち主な指標を用いて、類似選定団体を抽出し比較を行います。

類似選定団体の抽出においては、前回経営戦略策定時から見直しを行い、より詳細な基準を目指しました。今回の類似選定団体としては、以下の6つの条件を設定しています。

1. 地方公営企業法を適用していること
2. 処理区域内人口が10万人以上であること
3. 流域接続区分が同じであること
(単独・流域下水道併用又は単独・他事業接続併用)
4. 処理場の数が1箇所であること
5. 維持管理費の計上が近似値であること
(維持管理費が10億円以上20億円以内)
6. 供用開始後50年以上経過していること

以上の条件を満たす北海道(帯広市)、山形県(山形市)、福島県(福島市)、東京都(立川市、三鷹市)、大阪府(岸和田市)の6団体を選定しています。

なお、各類似選定団体の公表数値は令和4年度までとなっているため、令和4年度の決算数値を用いて比較を行うこととします。

(表 2-5) 類似選定団体の状況

都道府県名	市町村名	処理区域内人口 (人)	維持管理費 (千円)	供用開始後 経過年数 (年)
北海道	帯広市	156,682	1,567,769	62
山形県	山形市	208,707	1,530,132	57
福島県	福島市	180,989	1,861,810	51
東京都	立川市	185,552	1,934,944	62
	三鷹市	190,173	1,979,620	54
大阪府	岸和田市	181,512	1,569,405	53
(参考)	守口市	141,607	1,527,266	56

※地方公営企業決算状況調査数値を基に作成

(2) 前回経営戦略策定時の類似選定団体抽出基準との比較

令和2年度の経営戦略策定時には、類似選定団体として、以下の5つの条件を設定していました。

前回策定時との比較のために、同様の基準によって抽出される類似選定団体の各経営指標との比較についても併記します。

1. 地方公営企業法を適用していること
2. 処理区域内人口が10万人以上であること
3. 処理区域内人口密度が1万人/k㎡以上であること
4. 処理場を有していること
5. 供用開始後50年以上経過していること

以上の条件を満たす大阪府(豊中市、吹田市)、兵庫県(尼崎市)、千葉県(立川市、船橋市、松戸市、習志野市)、東京都(三鷹市)、神奈川県(大和市)の9団体を選定しています。

なお、各類似選定団体の公表数値は令和4年度までとなっているため、令和4年度の決算数値を用いて比較を行うこととします。

(表 2-6) 前回経営戦略策定時の抽出基準における類似選定団体の状況

都道府県名	市町村名	処理区域内 人口 (人)	処理区域内 人口密度 (人/k㎡)	処理場 (箇所数)	供用開始後 経過年数 (年)
大阪府	豊中市	406,913	12,067	1	56
	吹田市	380,969	10,594	2	60
兵庫県	尼崎市	458,275	11,301	2	63
千葉県	立川市	381,900	15,524	1	50
	船橋市	588,625	11,456	2	61
	松戸市	439,612	10,825	1	62
	習志野市	167,297	10,878	1	55
東京都	三鷹市	190,173	11,526	1	54
神奈川県	大和市	233,398	11,920	2	53
(参考)	守口市	141,607	12,367	1	56

※地方公営企業決算状況調査数値を基に作成

(3) 各経営指標の状況

「抽出基準」については、4－(1)における類似選定団体抽出基準を「新」、4－(2)における類似選定団体抽出基準を「旧」と表記します。

① 経常収支比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、単年度の収支が黒字である 100% 以上を示すことが必要です。

本市の当該比率は、100% 以上となっており、類似選定団体(平均値)と比べても高い水準です。今後も財源の確保や費用の削減に努めます。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和 4 年度	経常収支比率	115.70	100.00 以上	新	111.20
				旧	108.18

② 累積欠損金比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$$

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す 0% であることが求められます。

本市の当該比率は、0% であり、今後もこの水準の維持に努めます。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和 4 年度	累積欠損金 比率	0.00	0.00	新	0.00
				旧	0.00

③流動比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要とされています。

本市の当該比率は、100%以上であり、類似選定団体(平均値)と比べても高く、今後もこの水準の維持に努めます。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和4年度	流動比率	259.67	100.00 以上	新	95.14
				旧	139.14

④企業債残高対事業規模比率

$$\text{算出式} : \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

企業債残高対事業規模比率は、営業収益から雨水処理負担金等を除いたものに対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標は、明確な数値基準はないと考えられていますが、比率が高いほど営業収益から雨水処理負担金等を除いたものに対する負債が大きくなるため、低い比率であることが良いとされています。

本市の当該比率は、類似選定団体(平均値)と比べて低いですが、今後の更新工事を実施していく上で、比率が著しく上昇しないよう事業を平準化しつつ進めていきます。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和4年度	企業債残高対 事業規模比率	276.48	-	新	612.89
				旧	393.17

⑤経費回収率

$$\text{算出式} : \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが必要とされています。

本市の当該比率は、100%以上であり、今後もこの水準の維持に努めます。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和4年度	経費回収率	136.79	100.00 以上	新	115.25
				旧	105.82

⑥汚水処理原価

$$\text{算出式} : \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

汚水処理原価は、有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられていますが、比率が低いほど汚水処理費用が抑えられているため良いとされています。

本市の当該原価は、類似選定団体(平均値)と比べて低く、今後もこの水準の維持に努めます。

(単位: 円)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和4年度	汚水処理原価	95.58	-	新	128.37
				旧	113.89

⑦水洗化率

$$\text{算出式} : \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合を表した指標であり、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。

本市の当該比率は、約 100%であり、類似選定団体(平均値)と比べて高い水準となっています。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和 4 年度	水洗化率	99.99	100.00	新	97.25
				旧	98.70

⑧有形固定資産減価償却率

$$\text{算出式} : \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。当該指標は、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができるとされています。

本市の当該比率は、類似選定団体(平均値)と比べて高い水準となっています。

早くから下水道事業に着手した影響により、今後、耐用年数を迎える資産が増加していくため、計画的な更新工事及び財源確保に向けた検討を進めていきます。

(単位: %)

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体 (平均値)
令和 4 年度	有形固定資産 減価償却率	41.41	-	新	30.79
				旧	26.41

⑨管渠老朽化率

$$\text{算出式} : \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管渠老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。当該指標は、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有し、管渠の改築等の必要性を推測することができるとされています。本市の当該比率は、類似選定団体（平均値）と比べて高い水準となっています。

有形固定資産減価償却率と同様に、早くから下水道事業に着手しているため、耐用年数を超える管渠が多く、今後も、計画的な管渠更新工事を行っていきます。

（単位：％）

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体（平均値）
令和４年度	管渠老朽化率	30.20	－	新	19.76
				旧	22.46

⑩管渠改善率

$$\text{算出式} : \frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。当該指標は、明確な数値基準はないと考えられていますが、数値が2％の場合、全ての管渠を更新するためには50年かかる更新ペースであることが把握できます。

本市の当該比率は、類似選定団体（平均値）と比べて高い水準となっていますが、今後、管渠の劣化状況を考慮しつつ、できる限り管渠更新工事のペースを上げていきます。

（単位：％）

年度	経営指標	守口市	基準値	抽出基準	類似選定団体（平均値）
令和４年度	管渠改善率	0.91	－	新	0.16
				旧	0.27

(4)まとめ

①新基準による比較結果の評価

各経営指標で示した数値について、4-(1)における類似選定団体の平均値を50とした場合の本市の状況を表すと、以下の表 2-7 となります。

(表 2-7) 各経営指標による類似選定団体比較

経営指標	偏差値 (守口市)	比較結果
① 経常収支比率	58.95	+
② 累積欠損金比率	50.00	+
③ 流動比率	70.24	+
④ 企業債残高対事業規模比率	41.77	+
⑤ 経費回収率	62.25	+
⑥ 汚水処理原価	41.79	+
⑦ 水洗化率	58.71	+
⑧ 有形固定資産減価償却率	56.46	—
⑨ 管渠老朽化率	55.56	—
⑩ 管渠改善率	72.50	+

※比較結果については、平均より良い指標が表れている場合を「+」、平均より悪い指標が表れている場合を「—」としています。

②旧基準による比較結果の評価

(3)各経営指標で示した数値について、4-(1)における類似選定団体の平均値を50とした場合の本市の状況を表すと、以下の表2-8となります。

(表2-8) 各経営指標による類似選定団体比較

経営指標	偏差値 (守口市)	比較結果
① 経常収支比率	66.91	+
② 累積欠損金比率	50.00	+
③ 流動比率	61.28	+
④ 企業債残高対事業規模比率	44.49	+
⑤ 経費回収率	68.97	+
⑥ 汚水処理原価	43.95	+
⑦ 水洗化率	56.88	+
⑧ 有形固定資産減価償却率	59.04	-
⑨ 管渠老朽化率	54.90	-
⑩ 管渠改善率	71.27	+

※比較結果については、平均より良い指標が表れている場合を「+」、平均より悪い指標が表れている場合を「-」としています。

③まとめ

各経営指標の数値基準及び類似選定団体(平均値)を踏まえると、短期的な経営状況及び事業規模は、①～⑦の指標によると本市の場合、概ね良好といえます。しかし、長期的には、いくつかの指標でも確認できたとおり、将来的には下水道使用料等の収益の減少が見込まれる一方で、老朽化した資産の更新等(⑧～⑩)による費用の急増が見込まれることから、厳しい経営状況となることが予測されます。

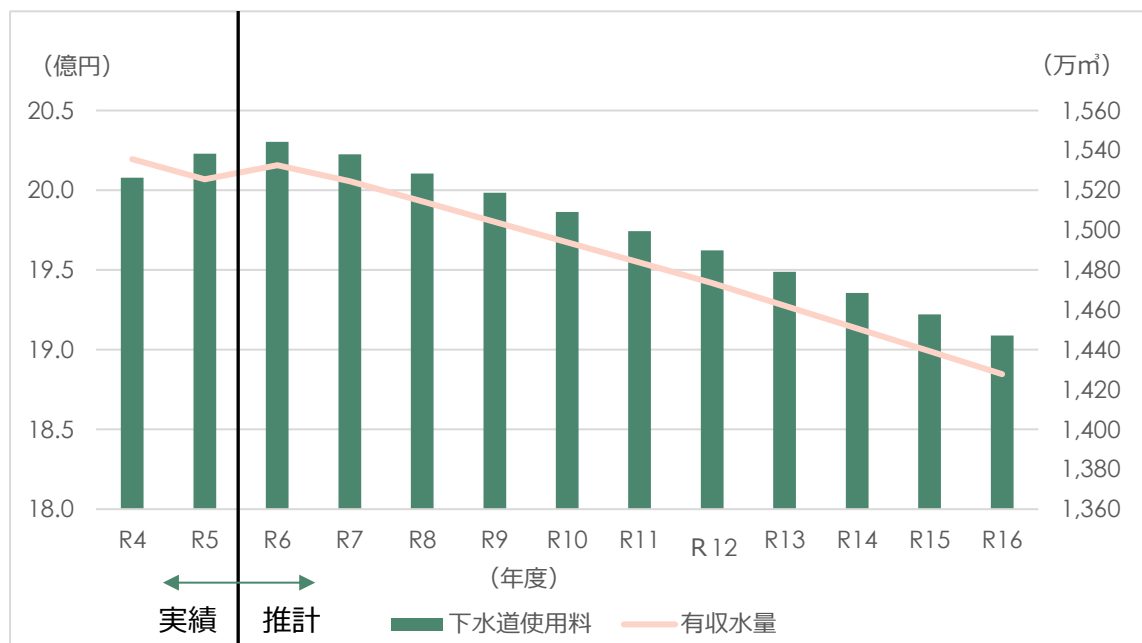
そのため、今後も収支バランスを考慮の上で計画的な資産の更新工事を行っていきます。

第3章 下水道事業の課題

1 下水道使用料の減少

「第2章下水道事業の現状」の「3 経営の状況」で示したように、人口の減少や、節水機器の性能向上も相まって、下水道使用水量（有収水量）は減少し続けており、今後も減少していくと見込まれます。これに伴い、下水道事業の根幹となる下水道使用料についても減少傾向と予測されます。

令和5年度に約20億2,300万円であった下水道使用料は、令和16年度に約19億900万円となり、約6%減少する見込みです。



(図 3-1) 下水道使用料及び有収水量 推移

2 今後の大規模更新

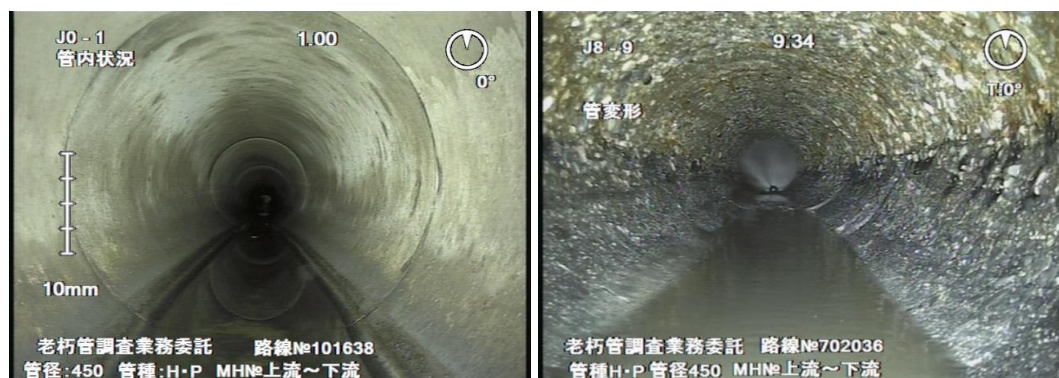
昭和 26 年度から下水道事業を始めてきたため、当初に建設した管渠や施設設備などが老朽化しており、これらの解消が喫緊の課題です。現在も老朽化対策を進めていますが、今後はポンプ場の更新など大規模な工事を見込んでいます。

(1)管渠の老朽化について

本市では令和 5 年度末の時点で、標準耐用年数である 50 年を経過した管渠が約 119km、全体の約 3 分の 1 あります。

現在、計画的な調査の中で、標準耐用年数を超えていた場合でも、健全な状態の管渠も確認されています。

調査の結果、状態の悪い管渠について老朽化対策を実施するとともに、健全な管渠についても、引き続き点検を実施し、その結果を基に更新計画(ストックマネジメント計画)を見直しながら工事を進めていきます。



(図 3-2) 50 年以上経過した管渠の写真(左写真:健全 右写真:要対策)

(2)ポンプ場の更新について

守口処理場内にある寺方ポンプ場は昭和 41 年から供用を開始しており、更新時期を迎えています。更新を実施するにあたり現存している汚泥処理施設などを解体し、解体後の用地に新しいポンプ施設の建設を行うため、DB(デザインビルド)方式で実施する契約(工期:令和 6 年 7 月～令和 15 年 3 月、契約金額:約 94 億円)を締結しました。

DB 方式での契約については、事業検討時に導入可能性調査を実施し、従来の契約方法と比較して最大 16.0% 費用が削減できるという検討結果により採用しました。

今後も八雲ポンプ場等の更新を控えており、多額の支出が見込まれることから、本市では民間企業のノウハウ等を活用し、効率的かつ経済的に事業を進めるため、引き続き大規模な更新については PPP/PFI の活用を検討していきます。



(図 3-3) 現在想定している寺方ポンプ場の更新イメージ図

第4章 投資・財政計画

1 投資計画

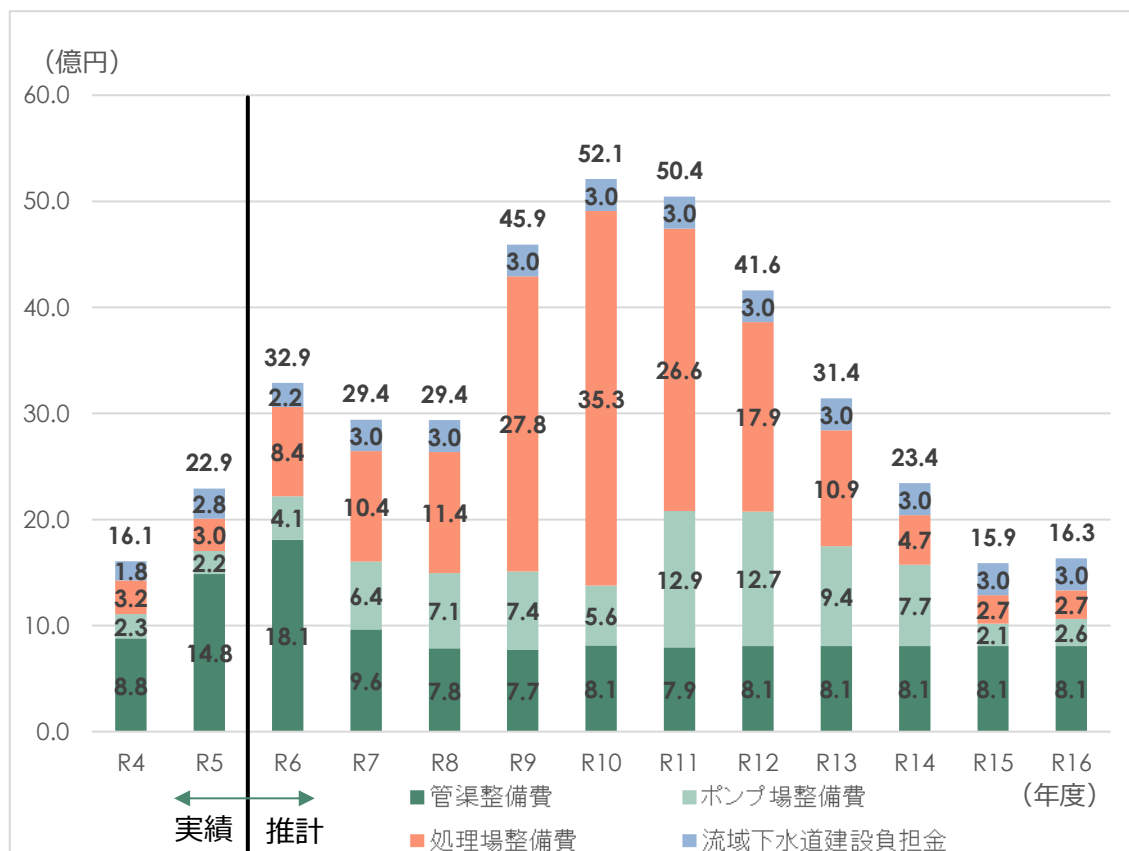
(1) 建設改良費

大阪府が所管する寝屋川北部流域下水道に対する建設負担金（以下「流域下水道建設負担金」という。）を含む建設改良費について、令和6年度以降の推計値には、浸水対策事業として、令和6年度以前から実施している本町松下線築造事業費（R1～R7）を計上するとともに、老朽化した管渠の更新費用として、年平均約6億円を計上しています。

また、寺方ポンプ場の更新事業費（R6～R14）として約94億円を計上し、八雲ポンプ場の更新事業費の概算値も含めています。そのほか、守口市ストックマネジメント計画に基づく事業費を推計値に含めています。

加えて、流域下水道建設負担金については、年平均約3億円を見込んでいます。

下図4-1の令和9年度から令和12年度にかけて処理場整備費が増加している要因は、寺方ポンプ場の更新事業の工事が開始することによるものです。

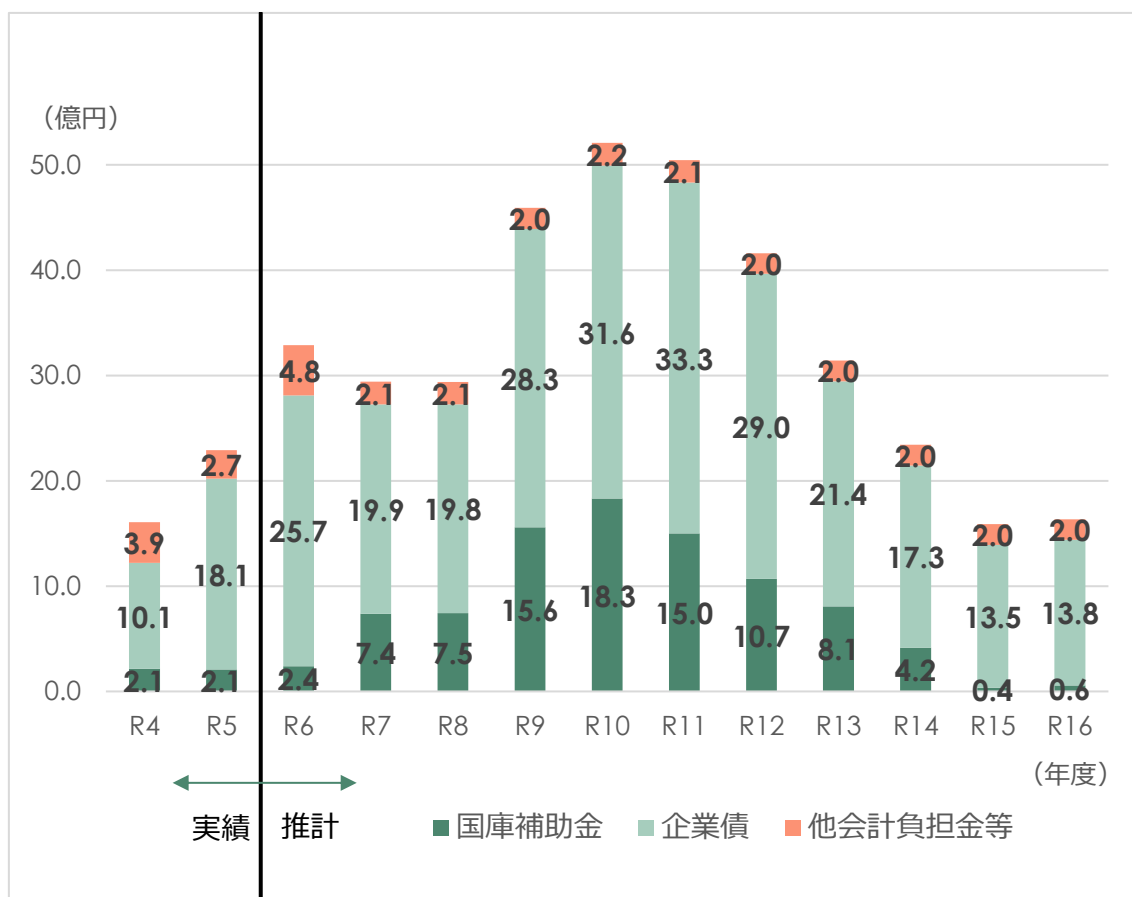


(図4-1) 建設改良費 推移

(2) 財源構成

流域下水道建設負担金を含む建設改良費の財源については、国庫補助金、企業債や他会計負担金等となっており、各年度の推計による構成は、下図 4-2 のとおりです。

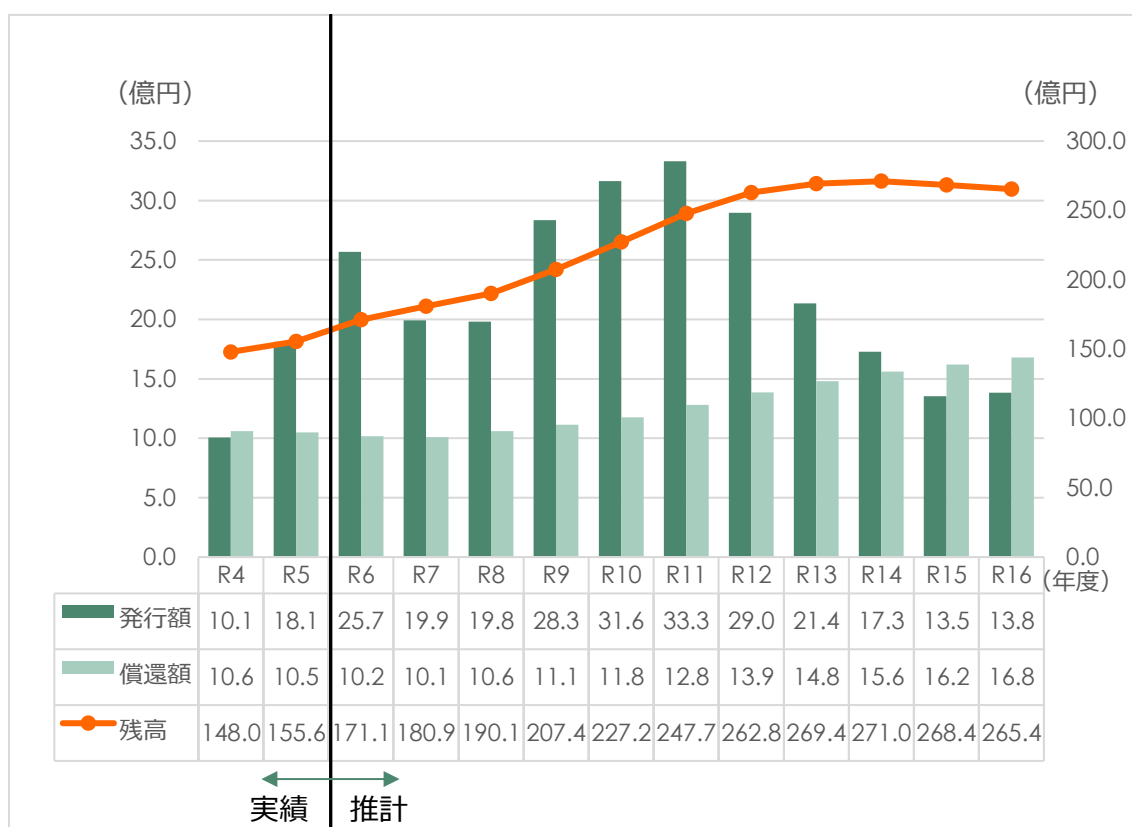
図 4-1 と同様に、令和 9 年度から令和 12 年度にかけての工事費用の増額に伴い、必要となる財源についても増額しています。



(図 4-2) 財源構成 推移

(3) 企業債

企業債について、令和 4 年度時点においては、わずかに発行額よりも償還額が上回っている状態ですが、令和 5 年度以降については、主として(1)で記載した本町松下線築造事業費や寺方ポンプ場の更新費用等の財源として企業債を発行するため、発行額が償還額を大きく上回り企業債残高が増加し、令和 16 年度の企業債残高は、令和 5 年度と比べ、約 1.7 倍となる見込みです。



(図 4-3) 企業債の発行額、償還額及び残高 推移

2 収支計画

収益的収支

主な項目	前提条件
収益的収入	
営業収益	
下水道使用料	第6次守口市総合基本計画の将来人口推計や過年度の実績を考慮し下水道使用料を設定
雨水処理負担金	総務省の繰出基準に基づき、雨水処理に要する経費に対する一般会計繰入金を設定
その他項目	過年度の実績を踏まえ設定
営業外収益	
他会計負担金	総務省の繰出基準に基づき、高度処理に要する経費等に対する一般会計繰入金を設定
長期前受金戻入	既存資産分及び新規資産分 新規資産分については、投資計画に基づき設定
その他項目	過年度の実績を踏まえ設定
収益的支出	
営業費用	
職員給与費	令和5年度と同じ人員配置とし、ベースアップを考慮し設定 退職給付費は、令和5年度末時点において在籍する職員が定年退職すると想定し、該当年度に概算値を設定
減価償却費	定額法による 既存資産分及び新規資産分 新規資産分については、個々の資産に応じた耐用年数(管渠:50年、設備:15年など)に基づき設定
その他項目	過年度の実績を踏まえ設定
営業外費用	
支払利息	既存借入分及び新規借入分に対する利息 新規借入分については、以下のとおり設定 償還年数(うち据置期間) / 利率 30年(1年) / 1.7% 15年(1年) / 1.1% 償還方法 元金均等返済
その他項目	過年度の実績を踏まえ設定

※営業費用については、日本銀行が公表する「経済・物価情勢の展望(2024年4月)」を参考に物価上昇分を見込む。

収益的収支

投資・財政計画
(収支計画)

年 度 区 分			2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
			R4 (決 算)	R5 (決 算)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	3,258,160	3,221,122	3,199,849	3,254,921	3,283,057	3,303,019	3,332,068	3,354,594	3,385,138	3,419,160	3,431,378	3,530,470	3,506,564	
		(1) 下 水 道 使 用 料	2,007,809	2,022,942	2,030,392	2,022,554	2,010,496	1,998,438	1,986,379	1,974,321	1,962,263	1,948,920	1,935,578	1,922,235	1,908,893	
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金	1,248,961	1,197,890	1,169,167	1,232,077	1,272,271	1,304,291	1,345,399	1,379,983	1,422,585	1,469,950	1,495,510	1,607,945	1,597,381	
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) そ の 他 営 業 収 益	1,390	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	
	2. 営 業 外 収 益	829,712	851,658	825,653	818,199	805,326	828,782	823,857	807,191	790,182	790,008	780,207	921,718	890,821	890,821	
	(1) 他 会 計 負 担 金	46,576	47,855	47,839	48,144	49,058	50,009	48,768	49,526	50,181	50,859	51,494	52,025	52,380	52,380	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	759,717	752,728	733,049	725,290	711,503	734,008	730,324	712,900	695,236	694,384	683,948	824,928	793,676	793,676	
	(3) そ の 他 営 業 外 収 益	23,419	51,075	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	44,765	
	収 入 計 (C)	4,087,872	4,072,780	4,025,502	4,073,120	4,088,383	4,131,801	4,155,925	4,161,785	4,175,320	4,209,168	4,211,585	4,452,188	4,397,385	4,397,385	
収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用	3,333,664	3,423,265	3,397,985	3,438,373	3,491,477	3,557,069	3,594,530	3,612,024	3,632,759	3,693,779	3,715,123	4,044,868	3,994,197	
		(1) 職 員 給 与 費	基 本 給	141,347	179,418	181,722	167,025	167,329	152,634	152,939	168,245	153,551	168,859	169,166	184,474	169,784
			退 職 給 付 費	100,207	120,732	126,826	127,080	127,334	127,589	127,844	128,099	128,355	128,613	128,869	129,127	129,385
			そ の 他	19,278	33,840	30,000	15,000	15,000	0	0	15,000	0	15,000	15,000	30,000	15,000
	(2) 経 費	21,862	24,846	24,896	24,945	24,995	25,045	25,095	25,146	25,196	25,246	25,297	25,347	25,399	25,399	
	(2) 経 費	管 渠 費	948,122	954,943	935,229	924,029	941,538	941,535	941,534	941,155	941,155	941,155	941,155	941,156	941,155	941,155
		ポ ン プ 場 費	150,680	142,658	153,196	146,177	148,933	148,934	148,933	148,933	148,933	148,933	148,933	148,934	148,933	148,933
		処 理 場 費	342,168	334,528	317,146	328,033	334,265	334,265	334,265	334,265	334,265	334,265	334,265	334,265	334,265	334,265
	総 係 場 費	308,869	289,172	289,589	290,427	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945	295,945
	(3) 減 価 償 却 費	146,405	188,585	175,298	159,392	162,395	162,391	162,391	162,391	162,012	162,012	162,012	162,012	162,012	162,012	162,012
(4) 資 産 減 耗 費	1,834,716	1,843,342	1,831,859	1,874,401	1,899,226	1,977,971	2,013,578	2,014,590	2,050,019	2,095,731	2,116,768	2,431,204	2,395,224	2,395,224		
(5) 流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	1,915	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	
支 出	2. 営 業 外 費 用	407,564	444,967	448,580	472,323	482,789	484,334	485,884	487,439	487,439	487,439	487,439	487,439	487,439	487,439	
	(1) 支 払 利 息	199,623	186,647	192,278	215,564	231,181	245,173	273,662	308,054	343,421	370,132	382,709	387,705	387,569	387,569	
	(2) そ の 他	169,390	158,996	163,808	187,094	202,711	216,703	245,192	279,584	314,951	341,662	354,239	359,235	359,099	359,099	
	支 出 計 (D)	30,233	27,651	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	28,470	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	3,533,287	3,609,912	3,590,263	3,653,937	3,722,658	3,802,242	3,868,192	3,920,078	3,976,180	4,063,911	4,097,832	4,432,573	4,381,766	4,381,766		
特 別 利 益 (F)			554,585	462,868	435,239	419,183	365,725	329,559	287,733	241,707	199,140	145,257	113,753	19,615	15,619	
特 別 損 失 (G)			16,366	28,397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			746	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			15,620	28,397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			570,205	491,265	435,239	419,183	365,725	329,559	287,733	241,707	199,140	145,257	113,753	19,615	15,619	
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金		2,761,469	3,252,735	3,687,974	4,107,157	4,472,882	4,802,441	5,090,174	5,331,881	5,531,021	5,676,278	5,790,031	5,809,646	5,825,265	
	う ち 未 収 金		5,676,164	7,090,739	7,592,482	8,407,744	9,164,782	9,907,467	10,576,412	11,123,082	11,597,012	11,972,090	12,270,247	12,613,195	12,888,642	
	う ち 未 収 金		459,652	567,735	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金		2,185,923	3,060,380	3,009,000	3,060,000	3,113,000	3,177,000	3,281,000	3,387,000	3,481,000	3,560,000	3,622,000	3,679,000	3,702,000	
	う ち 未 収 金		1,048,756	1,016,239	1,008,106	1,059,479	1,112,574	1,176,589	1,280,566	1,386,852	1,480,552	1,559,724	1,621,240	1,678,563	1,701,321	
	う ち 未 収 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			1,052,630	1,930,494	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)																
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			3,258,160	3,221,122	3,199,849	3,254,921	3,283,057	3,303,019	3,332,068	3,354,594	3,385,138	3,419,160	3,431,378	3,530,470	3,506,564	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)																
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 の 規 模 (P)																
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																

※各費目において四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

資本的収支

主な項目	前提条件
資本的収入	
企業債	
建設改良費債	投資計画に基づき、以下のとおり設定 (建設改良費 － 国庫補助金) × 100%(充当率)
他会計負担金	
他会計負担金	総務省の繰出基準に基づき、流域下水道の建設に要する経費等に対する一般会計繰入金を計上
国庫補助金	
国庫補助金	投資計画に基づく、補助対象の建設改良費の補助率を以下のとおり設定 管渠、ポンプ場 / 50% 処理場 / 55%
受益者負担金	
受益者負担金	過年度の実績を踏まえ設定
資本的支出	
建設改良費	
管渠整備費	投資計画に基づき設定
ポンプ場整備費	
処理場整備費	
固定資産購入費	
無形固定資産 購入費	過年度の実績を踏まえ設定
企業債償還金	
企業債償還金	既存借入分及び新規借入分に対する元金償還金 新規借入分については、以下のとおり設定 償還年数(うち据置期間) / 利率 30年(1年) / 1.7% 15年(1年) / 1.1% 償還方法 元金均等返済

※建設改良費については、日本銀行が公表する「経済・物価情勢の展望(2024 年 4 月)」を参考に物価上昇分を見込む。

資本的収支

投資・財政計画
(収支計画)

(千円)

年 度 区 分			2022 R4	2023 R5	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
			(決 算)	(決 算)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的 収入 の 支 出	資本的 収入	1. 企 業 債	1,006,500	1,810,400	2,568,800	1,990,400	1,981,200	2,834,700	3,162,300	3,330,900	2,896,800	2,135,000	1,727,000	1,354,600	1,383,100
		うち 資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 負 担 金	60,585	50,464	52,229	54,835	57,975	62,426	67,220	72,097	76,990	80,372	81,606	83,983	85,219
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	213,885	209,721	240,468	736,260	745,000	1,556,980	1,831,094	1,500,860	1,069,363	808,463	416,563	35,563	56,063
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 負 担 金 等	255	713	158	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入計 (A)		1,281,225	2,071,298	2,861,655	2,781,595	2,784,275	4,454,206	5,060,714	4,903,957	4,043,253	3,023,935	2,225,269	1,474,246	1,524,482
	(A)のうち翌年度へ繰り越し れる支出の財源充当額 (B)		0	40,313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)		1,281,225	2,030,985	2,861,655	2,781,595	2,784,275	4,454,206	5,060,714	4,903,957	4,043,253	3,023,935	2,225,269	1,474,246	1,524,482
資本的 支出 の 支 出	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	1,426,770	2,008,004	3,062,172	2,645,131	2,635,717	4,291,322	4,907,432	4,741,969	3,859,599	2,841,500	2,040,792	1,286,842	1,333,052
		管 渠 整 備 費	879,271	1,484,837	1,809,762	964,891	784,398	771,132	813,263	793,901	806,332	806,417	806,503	806,588	806,675
		ポ ン プ 場 整 備 費	230,124	219,783	408,828	638,145	709,392	739,414	563,725	1,285,382	1,267,409	940,916	767,834	210,160	256,211
		処 理 場 整 備 費	317,375	303,384	843,582	1,042,095	1,141,927	2,780,776	3,530,444	2,662,686	1,785,858	1,094,167	466,455	270,094	270,166
	資本的 支出 の 支 出	2. 固 定 資 産 購 入 費	178,690	283,027	224,696	295,981	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605
		有 形 固 定 資 産 購 入 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無 形 固 定 資 産 購 入 費	178,690	283,027	224,696	295,981	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605	301,605
		3. 企 業 債 償 還 金	1,060,565	1,048,756	1,016,239	1,008,106	1,059,479	1,112,574	1,176,589	1,280,566	1,386,852	1,480,552	1,559,724	1,621,240	1,678,563
		4. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的 支出 の 支 出	6. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支 出 計 (D)	2,666,025	3,339,787	4,303,107	3,949,218	3,996,801	5,705,501	6,385,626	6,324,140	5,548,056	4,623,657	3,902,121	3,209,687	3,313,220
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)			1,384,800	1,308,802	1,441,452	1,167,623	1,212,526	1,251,295	1,324,912	1,420,183	1,504,803	1,599,722	1,676,852	1,735,441
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	826,500	710,442	705,716	517,651	621,918	543,196	599,822	753,154	958,008	1,195,501	1,374,441	1,592,590	1,642,705
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	21,140	1,796	40,313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 減 債 積 立 金	424,000	419,000	406,000	392,000	333,000	300,000	261,000	218,000	178,000	128,000	99,000	8,000	7,000
		5. 消 費 税 調 整 額	113,160	177,564	289,423	257,972	257,608	408,099	464,090	449,029	368,795	276,221	203,411	134,851	139,033
		6. そ の 他	0	0											
計 (F)		1,384,800	1,308,802	1,441,452	1,167,623	1,212,526	1,251,295	1,324,912	1,420,183	1,504,803	1,599,722	1,676,852	1,735,441	1,788,738	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)			14,795,639	15,557,283	17,109,844	18,092,138	19,013,859	20,735,985	22,721,696	24,772,030	26,281,978	26,936,426	27,103,702	26,837,062	26,541,599

○他会計繰入金

年 度 区 分		2022 R4	2023 R5	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		(決 算)	(決 算 見 込)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分		1,295,537	1,245,745	1,217,006	1,280,221	1,321,329	1,354,300	1,394,167	1,429,509	1,472,766	1,520,809	1,547,004	1,659,970	1,649,761
	うち 基 準 内 繰 入 金	1,295,537	1,245,745	1,217,006	1,280,221	1,321,329	1,354,300	1,394,167	1,429,509	1,472,766	1,520,809	1,547,004	1,659,970	1,649,761
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		60,585	50,464	52,229	54,835	57,975	62,426	67,220	72,097	76,990	80,372	81,606	83,983	85,219
	うち 基 準 内 繰 入 金	60,585	50,464	52,229	54,835	57,975	62,426	67,220	72,097	76,990	80,372	81,606	83,983	85,219
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,356,122	1,296,209	1,269,235	1,335,056	1,379,304	1,416,726	1,461,387	1,501,606	1,549,756	1,601,181	1,628,610	1,743,953	1,734,980

※各費目において四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

第5章 効率化・健全化への取り組み

1 建設の効率化

国土交通省においては、下水道事業分野における老朽化施設の増大、使用料収入減少、下水道職員不足等の課題解決に向け、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携であるPPP/PFIの活用が推進されています。

本市においても「第3章下水道事業の課題」で記載のとおり、今後ポンプ場等の大規模な更新工事が見込まれることから、工事手法については、従来の事業の進め方以外にPPP/PFIなどによる手法を検討しています。

これまでの設計、施工を分割した発注方法から、一括した発注方法とすることで民間企業の創意工夫による工期短縮やコスト縮減などが見込まれることから、手法等の検討を行い事業運営の更なる効率化と適正化を図っていきます。また、今後の人口減少等も見据えながら、整備及び管理の方針について検討を行います。

2 投資の平準化

管渠の標準耐用年数は50年とされていますが、排水の水質や、水量により劣化状況が変化すると考えられています。実際に調査を行ったところ、築造年度が古い管渠であっても、破損や骨材の露出、腐敗などがない健全な状態が確認される場合もあり、実状に基づいた評価が必要であると言えます。

本市においては「第3章下水道事業の課題」に記載のとおり、令和5年度末時点で50年以上経過した管渠が約119kmありますが、計画的な調査の結果、標準耐用年数を超過していても、健全な状態である管渠も確認されています。

今後においても、守口市全域で管渠の簡易的な点検を実施し、現在の劣化状況から評価を行います。

これまで管理してきた時間計画保全から状態監視保全へと移行し、必要に応じて工事を進めていきます。

一方で、処理場・ポンプ場の電気設備に関しては、時間経過により更新が必要となるため、設備の標準耐用年数に従い、更新(時間計画保全)を進めていきます。また、機械設備においては、日々の点検業務により設備状況を把握し、必要な時期に更新(状態監視保全)を進めていきます。

下水道施設の更新については多額の費用が掛かることから、年度間の不均衡を避けるためストックマネジメント計画を更新するとともに、投資の平準化を行っていきます。

3 ウォーターPPP の導入

国において令和 5 年度に、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 5 年改訂版)」が決定されました。

その中で、コンセッション(公共施設等の運営権を民間事業者に設定する事業方式)に段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図ることとされました。

また、令和 9 年度以降の污水管の改築に係る国庫補助金に関して、緊急輸送道路の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済みであることが要件化されました。

この国の動きを踏まえ、本市としても今後管渠の更新を控えていること及び性能発注など効率的な下水道施設の維持管理を行う必要があることから、ウォーターPPP の導入に向け検討を行います。

※ウォーターPPPの制度概要については、下記をご参照ください。

・ウォーターPPP の概要(内閣府ホームページ)

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

・官民連携(PPP/PFI)の活用(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

第6章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

1 国土交通省による要請

国土交通省から、事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月22日国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官)にて、経費回収率の向上に向けたロードマップ(以下「ロードマップ」という。)の作成が要請されました。

また「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」(令和2年3月31日付け国官会第29901号)において、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、ロードマップを策定すること等が社会資本整備総合交付金の交付要件とされ、下記のいずれかの要件を達成できない場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととされました。

- ① ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合

2 経費回収率の向上に向けたロードマップ

上記要請を受け、本市は以下のとおりロードマップを作成しました。

収入については、本市は普及率・水洗化率がほぼ100%であるため、増加が見込めず、人口の減少等により収入が減少していくことが予想されます。支出削減などの経営努力に取り組んだうえで、使用料改定の必要性を検討し、必要となる場合には実施します。

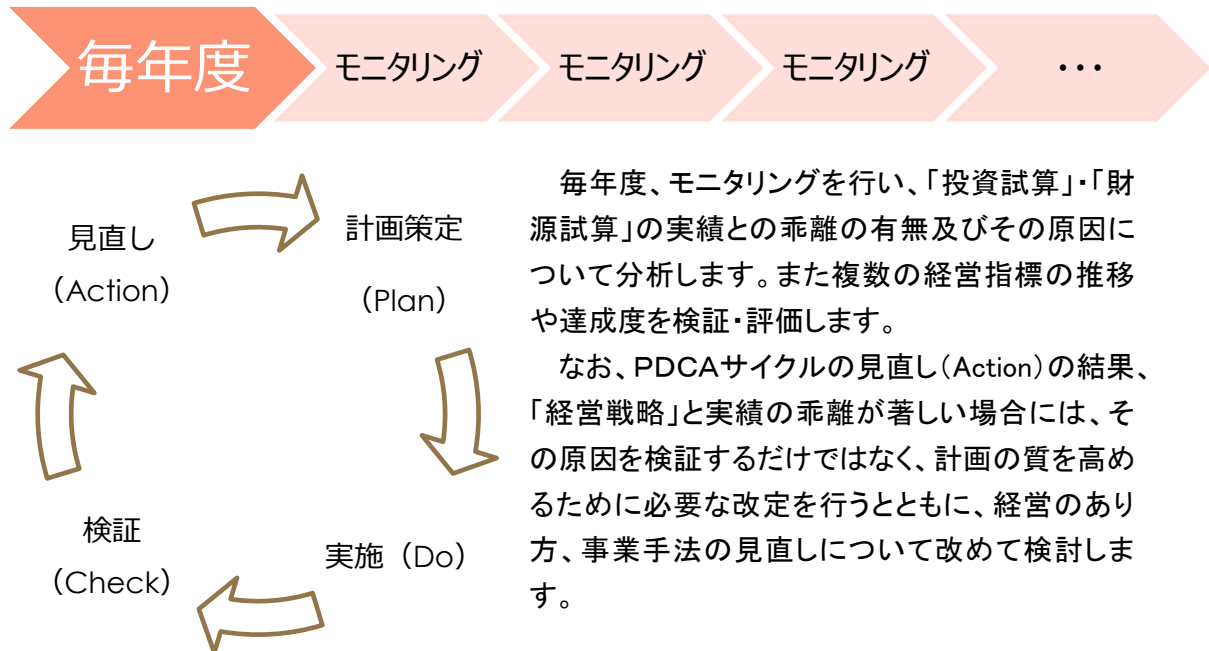
支出については、従来から下水道施設の運転管理等について民間委託を活用し、人件費等の削減に取り組んできました。また発注方法を「仕様発注」から「性能発注」への変更を予定しており、今後もコスト削減に引き続き取り組んでいきます。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略期間											
経営戦略改定											
経費回収率		100%以上を維持									
経常収支比率		100%以上を維持									
委託の活用											
使用料改定の 必要性の検討											
使用料の改定 ※必要時のみ											

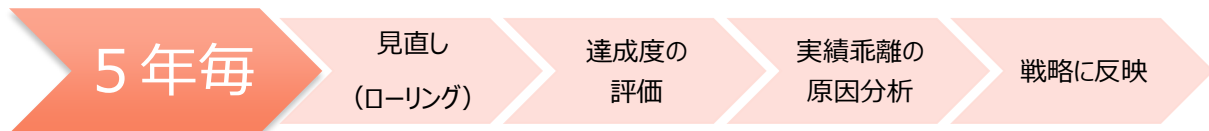
今後、5年ごとに「使用料改定の検討」を行うことにより、経営の適正化に努めます。

第7章 経営戦略の事後検証、改定等

1. 進捗管理(モニタリング)の考え方



2. 見直し(ローリング)の考え方



策定した経営戦略は、5年に一度ローリングを行い、人口、賃金や物価の変動などの基礎的な社会経済情報、ストックマネジメント等の取組の経過状況、根拠法令の改正その他の制度改正など、当初策定時からの時間経過に伴い変動する要素を踏まえながら、内容の修正を行います。また経営戦略の目標が十分に達成できなかった場合には、投資の再検討と並行して新たな知見や新技術の導入、多様な手段によるサービス提供など、取り組むべき方策を検討します。



守口市

守口市役所

環境下水道部 下水道課